

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表（八九八・環境整備課）
 - 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見（八九九・商工業振興課）
 - 道路の供用開始（九〇〇、九〇一・道路環境課）
 - 開発行為に関する工事の完了（九〇二・秋田建設事務所）
 - 生活保護法による医療機関の指定（九〇三・福祉政策課）
 - 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（九〇四・福祉政策課）
- 公告
- 特定調達契約に係る落札者の決定（河川課）
 - 県営土地改良事業の換地計画の決定（山本総合農林事務所）
 - 共同施行等土地改良事業の換地計画変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田総合農林事務所）
 - 県営土地改良事業の換地計画の決定（由利総合農林事務所）
 - 土地改良区の定款変更の認可（仙北総合農林事務所）
 - 特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）

告示

秋田県告示第八百九十八号
 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に関し届出があつたので、同法第九条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の副本及び添付書類
- 二 縦覧期間 平成十四年十二月二十七日から平成十五年六月三十日まで
- 三 縦覧場所 生活環境文化部長環境整備課

秋田県告示第八百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
大館ショッピングシティ
大館市御成町三丁目一番一号
- 二 県の意見
夜間に発生する騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果において、来客車両走行音の予測値が、店舗西側敷地境界予測地点b及び店舗南側敷地境界予測地点cにおいて騒音規制法の規制基準値を超えている。
当該予測地点付近には住宅が立地しており、来客車両走行音が住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるので、それぞれの地点における騒音レベルの最大値が規制基準に適合するよう、騒音発生防止又は緩和のために適切な対応策を講ずること。
- 三 意見を述べた日
平成十四年十二月十八日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
（一）縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
（二）縦覧期間
平成十四年十二月二十七日から平成十五年一月二十七日まで

秋田県告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。
平成十四年十二月二十七日

一 道路の供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
大曲大森羽後線	平鹿郡雄物川町今宿字末館八一番地先から 大沢字敷沢目二三番四地先まで		

二 供用開始の期日 平成十五年一月一日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十二月二十七日から平成十五年一月十六日まで

秋田県告示第九百一十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十二月二十七日

一 道路の供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
御所野安田線	横手市追廻二丁目二三番一地先から一番		

地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年十二月二十七日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十二月二十七日から平成十五年一月十六日まで

秋田県告示第九百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年十一月二十八日付け指令秋建 三 八十四号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南秋田郡昭和町乱橋字大籠百一番

中山 智 広 中山 若 子

二 開発区域に含まれる地域の名称

南秋田郡昭和町大久保字北野街道下二十五番二

秋田県告示第九百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
福永医院 医療法人泉の会 山田内科	医療法人 寿光会 理事長 山田 理	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊六番地九	内科、小児科	平成十四年十月一日
医療法人泉の会 山田内科	医療法人泉の会 山田内科 理事長	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地	内科、小児科、リハビリテーション科	平成十四年十月一日

うえだクリニク	上田 忠	北秋田郡鷹巣町鷹巣字北中家下八十一番地一	消化器科、内科、外科 肛門科	平成十四年十二月十六日
谷忠薬局	谷口 公一郎	平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞五十番地	調剤薬局	平成十四年十月五日

秋田県告示第九百四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
福永医院	福永 光子	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊六番地九	平成十四年九月三十日
山田内科	山田 坦	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地	平成十四年九月三十日
谷忠薬局	谷口 慶一	平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞五十番地	平成十四年十月五日

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号。以下「特例政令」という。）第十一条の規定により、公示する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 落札を決定した日

平成十四年十二月二十七日

落札者の名称及び住所

鹿島・日本国土・銭高・八重樫・小坂特定建設工事共同企業体 仙台市青葉区二日町一番二十七号

五 落札金額

百二十九億九千九百万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 特例政令第六条の規定による公告を行った日

平成十四年九月二十七日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十

七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大久保岱地区県営ほ場整備事業(担い手育成型))換地計画の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年一月六日から同年二月三日まで
- 三 縦覧場所 峰浜村役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の第二項の規定により、秋田市上新城道川字愛染七十番地佐藤東一ほか十人からなされた換地計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請年月日 平成十四年十二月十三日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(湯ノ沢地区原単小規模土地改良事業)変更換地計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十五年一月六日から同年二月三日まで
- 四 縦覧場所 秋田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(南沢地区(第二工区)土地改良(総合整備事業))換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年一月六日から同年二月三日まで
- 三 縦覧場所 岩城町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北郡角館町碓土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定により、公示する。
平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 二十六台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十一月八日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社アイシーエス秋田支店
秋田市山王三丁目一番十三号
落札金額
四百七十六万九千三百十円
- (四) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (五) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十月十一日
- (六) 落札に係る物品の名称及び数量
高精度安定同位体比質量分析計システム 一式
- (七) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年十一月二十五日
- (八) 落札者の名称及び住所
サカタ理化学株式会社秋田営業所
秋田市新屋表町六番十七号
落札金額
七千九百九十二万五千円
- (九) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (十) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十月十一日

- (三) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 二十九台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十四年十一月十五日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店
秋田市卸町三丁目五番一号
- (五) 落札金額
五百七十八万五千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十月十八日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ナノインデンター 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十四年十二月九日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社アオバサイエンス秋田営業所
秋田市広面字近藤堰越十番六号
- (五) 落札金額
三千百八十九万九千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十月二十二日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ギガビットイーサ系ネットワーク機器 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

- (三) 落札者を決定した日
平成十四年十一月二十一日
- (四) 落札者の名称及び住所
富士通サポートアンドサービス株式会社秋田支店
秋田市中通二丁目三番八号
- (五) 落札金額
二千三百八十九万九千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十月二十五日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ATM系ネットワーク機器 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十四年十一月二十一日
- (四) 落札者の名称及び住所
東日本電信電話株式会社秋田支店
秋田市中通四丁目四番四号
- (五) 落札金額
二千三百四十五万七千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十四年十月二十五日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄